

渋川市いじめ防止基本方針

平成27年3月
令和2年7月改訂
令和5年4月改訂

渋川市教育委員会

はじめに

いじめは、子どもたちの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺等を引き起こす背景ともなる深刻な問題です。いじめは、人間として決して許されない、卑怯な行為です。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭や地域、関係機関の力を積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが必要です。また、いじめ問題の解決には、子どもたちにいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要です。

いじめ対策にかかわる法令として、国では、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布、同年9月に施行され、これに基づき、「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されました。群馬県で、これらを受け、平成25年12月に「群馬県いじめ防止基本方針」が策定されました。

渋川市教育委員会では、これらを受け、本市におけるいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「渋川市いじめ防止基本方針」を策定します。

I 基本理念

- 1 いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものとし、全ての児童生徒が安心して充実した学習や生活が送れるよう、一人ひとりの活躍の場の保障と自己実現に向けて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図りながら、生きる力を育てます。
- 2 一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図り、個々の成長を促す積極的な生徒指導を推進し、自己有用感が感じられる学習の場の設定や生命を大切にする授業・指導の充実、「いじめを絶対に許さない」指導の徹底を図ります。
- 3 本方針をもとに、いじめ問題の未然防止に向けた取組を組織的・計画的に行うよう指導するとともに、早期発見・早期解消を図る生徒指導体制の確立、児童生徒が主体となったいじめ防止活動を推進します。
- 4 スクールカウンセラーの効果的な活用、関係機関が連携したチームサポートによる組織的・計画的な指導体制の確立及び渋川市教育研究所相談事業部との連携等の充実を図ることにより、いじめ問題の未然防止、早期発見・早期解消を図るなど、いじめ問題の克服を目指します。
- 5 家庭や地域、関係機関との情報交換や連携促進を図り、保護者や地域と一体となったいじめ防止対策の推進を図ります。
- 6 いじめ防止等に関係する機関及び団体の情報共有・連携を図るため、「渋川市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

- 7 重大事態への対処及び再発防止の徹底を図るため、学校や関係機関等との連携による危機管理体制や相談体制の整備の充実を図ります。
- 8 重大事態に対処するとともに、再発を防止するために、第三者からなる附属機関「渋川市いじめ問題調査委員会」を設置し、調査等を実施します。

II 学校支援のための取組

1 目的

いじめ問題の未然防止、早期発見・早期解消に向けた学校の組織的な取組を積極的に支援します。

2 取組

- (1) わかる授業の展開と道徳や特別活動の充実
わかる授業を目指すとともに、児童生徒の望ましい人間関係の育成や互いのよさを認め合う学級経営の充実、道徳や特別活動における、思いやりの心や生命・人権の尊重、いじめ防止をねらいとした取組の充実を図ります。
- (2) 児童生徒の主体的な取組の推進
いじめの未然防止を図ることを目的とした子ども会議を開催し、児童生徒のいじめを許さない意識と態度を育てるとともに、各校のいじめ防止に向けた主体的な取組を推進します。
- (3) 人権教育の充実
人権教育協議会や研修会の開催、各校の校内研修や授業研究会の充実を通して、教職員の人権感覚を磨くとともに、児童生徒の望ましい人間関係づくりや互いのよさを認め合える学級、学校の温かい雰囲気づくりに努めます。また、常時指導を基盤とする人権教育といじめの未然防止に向けた取組の充実を図ります。
- (4) 教職員を対象とした研修会の開催
いじめや不登校等の生徒指導上の問題に関する研修会を開催し、講義や協議、情報交換等を通して、各校の指導体制の確認と、教師の指導力の向上に努めます。
- (5) 校長会議及び教頭会での協議
学校経営や学校運営上の現状と課題を協議テーマとして、いじめ問題を重要課題として位置づけ、未然防止や対応策について協議をしたり情報を共有したりすることにより、いじめ防止に向けての取組を推進します。
- (6) 学校訪問の実施及びいじめの報告
学校訪問時に、学校全体がいじめ防止基本方針をもとに組織的かつ

計画的に、いじめ防止に向けて取り組んでいるかについて確認するとともに、取組の検証をP D C Aサイクルで随時行わせ、その都度改善に努めます。さらに、いじめが発生した場合は、迅速に対応及び報告するよう徹底を図ります。

(7) 教育相談体制の充実

児童生徒や保護者、教職員への支援に対してスクールカウンセラー等の効果的な活用が図られるよう、計画的・組織的な活用を推進します。

Ⅲ 保護者・地域支援のための取組

1 目的

いじめ問題の未然防止、早期発見・早期解消に向けた家庭、地域の取組を支援します。

2 取組

(1) 地域とともにある学校づくりの推進(コミュニティ・スクール)

学校運営協議会を核とした家庭や地域、自治会等の関係機関との連携強化による、学校・家庭・地域が一体となった子どもの健全育成を進めます。

(2) 相談窓口の周知及び相談体制の充実

学校教育課指導係職員はもとより、教育委員会内にある青少年センターや教育研究所に専門相談員を配置し、児童生徒や保護者が悩みを相談できるような体制及び充実を図るとともに、県内の各相談窓口の周知を図ります。

(3) 情報モラルの啓発

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図るために、各学校において携帯電話やスマートフォン等の適切な利用やインターネット問題にかかわる講習会を実施し、保護者に向けての啓発活動に努めます。

Ⅳ 関係部局及び関係機関との連携

1 目的

いじめの内容に応じて、関係機関と連携を図り、迅速な解消と未然防止を図ります。

2 取組

(1) 生徒指導連絡会の開催及び個別ケース会議の実施

教育委員会学校教育課を事務局とする生徒指導連絡会を定期的に行い、教育委員会内にある青少年センターや教育研究所適応指導教室、育都推進部こども支援課と情報交換をしたり個別の対応について協議したりします。また、必要に応じて、各校やこども支援課、児童相談所等と個別ケース会議を開催し、いじめ問題にかかわる対策についての連携を図ります。

(2) 県教育委員会との連携

必要に応じて、いじめ等の問題行動に対応するサポートチームやスクールカウンセラースーパーバイザー等の派遣を要請し、解決を支援します。

(3) 警察との連携

学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づき、いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図ります。また、定期的に行われる学校警察連絡協議会にて、いじめ問題にかかわる対策について協議を行い、解決を目指します。

(4) 児童相談所等との連携

児童相談所や育都推進部こども支援課等との連携を図り、いじめの内容に応じて、相談や情報を共有するとともに、いじめ問題にかかわる対策について連携を図ります。

(5) その他の関係機関との連携

必要に応じて、関係行政機関や法務局、弁護士、自治会、民生委員、児童委員、渋川市PTA連合会、渋川市青少年育成推進員等、関係機関や関係団体との連携を図ります。

V 重大事態への危機管理及び対応

1 目的

重大事態への危機管理及び対応、また、同様の事態の発生の防止を図ります。

2 取組

(1) 危機意識の高揚と危機管理の徹底

日頃より重大事態における危機意識の高揚と危機管理の徹底に努め、その対応については、学校と連携を図り、迅速に対応します。また、再発防止に向けた指導体制を構築し、定期的に行います。

- (2) 生徒指導体制及び相談体制の充実
いじめを含む生徒指導体制や相談体制の充実に努めるとともに、学校の要請に応じて必要な支援を行います。いじめが複数校に係る場合は、学校間の連携及び協力体制の整備を行います。
- (3) 重大事態の発生における対応
重大事態の発生後、速やかに関係者に対し支援を行います。市長及び群馬県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会と連携して、迅速に調査・対応を行います。
- (4) 重大事態についての組織の設置
重大事態であると判断した場合は、組織を直ちに設け、公平・中立な調査を行い、重大事態への対処及び重大事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。なお、調査を行う組織として、渋川市いじめ問題調査委員会を充てます。
- (5) 再調査
渋川市長は、教育委員会または学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときには、附属機関を直ちに設けて再調査を行うこととします。
- (6) 市議会への報告
重大事態に関わる再調査を行った際には、市長は法令に基づき、結果を議会に報告することになります。
- (7) 関係児童生徒及び保護者への説明・対応及び心のケア
調査によって明らかになった事実関係等の必要な情報については、関係者の個人情報に十分配慮して、学校を通じて説明します。また、関係児童生徒及び保護者への心のケアを十分に行います。
- (8) いじめを行った児童生徒に対する措置
児童生徒の教育に著しく妨げがあると認められる場合は、学校と連携を図り、必要に応じて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止等の必要な措置を命じます。
- (9) 自殺事案への対応
自殺事案が発生した学校に対して、群馬県こころの緊急支援チーム(CRP)の派遣を県に要請します。自殺事案については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」に基づき、調査を実施します。
- (10) 他の児童生徒への対応及び心のケア
重大事態後のフォローアップとして、必要に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家による支援等、人的体制の強化を県に依頼するなど、児童生徒への心のケアを行います。